

第9期長野県高齢者プラン策定懇話会設置要綱

(設置目的)

第1 第9期長野県高齢者プラン(長野県老人福祉計画・第9期介護保険事業支援計画)の策定にあたり、学識経験者や高齢者保健・医療・福祉関係者等から広く意見を聴くため、第9期長野県高齢者プラン策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(構成)

第2 懇話会は、15名以内で構成する。

2 構成員は、専門家及び関係者等のうちから知事が依頼する。

(開催期間)

第3 会議の開催は、令和5年8月9日から令和6年3月31日までとする。

(座長)

第4 懇話会に座長をおく。

(会議)

第5 県は、必要あるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。